

第六十二回 参議院法務委員会會議録第一号

昭和四十四年十二月二日(火曜日)
午前十時九分開会

委員氏名

委員長 小平 芳平君
理事 河川 陽一君
理事 後藤 義隆君
理事 龜田 得治君
理事 井野 碩哉君
理事 上田 稔君
理事 植木 光教君
理事 木島 義夫君
理事 木村 睦男君
理事 久次健太郎君
理事 近藤英一郎君
理事 堀本 宜実君
理事 占部 秀男君
理事 大森 創造君
理事 成瀬 幡治君
理事 山田 徹一君
理事 山高しげり君
理事 大倉 精一君

出席者は左のとおり。
委員長 小平 芳平君
理事 後藤 義隆君
理事 河川 陽一君
理事 龜田 得治君
理事 山田 徹一君
委員 井野 碩哉君
委員 上田 稔君
委員 木島 義夫君
委員 久次健太郎君

國務大臣 法務大臣 西郷吉之助君
政府委員 法務大臣官房長 辻 辰三郎君
最高裁判所長官代理者 寺田 治郎君
最高裁判所事務 矢崎 憲正君
総局総務局長 二見 次夫君
最高裁判所事務 員
総局人事局長
事務局側 常任委員会専門 員

本日の會議に付した案件
○理事補欠選任の件
○調査承認要求に関する件
○継続調査要求に関する件
○裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小平芳平君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についておはかりいたします。委員の異動に伴い、理事が一名欠員になっておりますので、この際、その補欠選任を行ないたいと存じます。

選任につきましては、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 調査承認要求に関する件を議題といたします。

今期国会におきましても、従来の例により、檢察及び裁判の運営に関する調査を行なうこととしたしまして、その旨の調査承認要求書を議長に提出いたしました存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 次に、継続調査要求についておはかりいたします。

ただいま議長に要求することに決定いたしました調査につきましては、閉会の場合におきましてもこれを継続することとし、継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。西郷法務大臣。

○國務大臣(西郷吉之助君) 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要があると認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を提出いたしました。これは、御承知のとおりでございます。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。

以下簡単に改正の内容を御説明いたします。最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給につきましては、これに対応する特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じ、その他の裁判官の報酬及び検察官の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いづれもこれを増額することとしたしております。なお、今回の改正に伴い、昭和四十二年の改正

法においてとられまして暫定手当の報酬または俸給の月額への繰り入れの措置を引き続き行なうため、昨年の改正法の場合と同様に所要の改正を加えることとしたしております。

これらの改正は、一般の政府職員の場合と同様、いずれも昭和四十四年六月一日にさかのぼって適用することとしたしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小平芳平君) 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

両案に対し御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○亀田得治君 若干お尋ねをしておきます。

この法律の改正は、「人事院勧告の趣旨にかんがみ」というふうに提案の理由で言われておるわけですが、人事院勧告は五月実施、これが人事院勧告の趣旨なんです。で、特に今年は必ず五月実施に踏み切ってもらいたい、こういう要求が人事院のほうから特に出されたように伝えられておる。したがって、この提案理由の中で言っておる「勧告の趣旨にかんがみ」ということは、勧告の趣旨を、あいまいといいますが、ごまかしておるといいますか、曲げておると私は言わなければならぬと思うのです。で、はたして提案者のほうでは、この勧告の趣旨にかんがみてこの法律を出したという確信があるのかどうか。はなはだしく勧告というものの精神を曲げておるのじゃないかという感があるわけなんです。その点についてどういう考えを持っておるのか、まず明らかにしてもらいたいと思います。裁判所、検察庁のほうから明らかにしてほしい。

○国務大臣(西郷吉之助君) ただいまの亀田先生のお尋ねでございますが、「人事院勧告の趣旨にかんがみ」ということからいたしまして、勧告を完全に実施いたすことが理想的な姿でございますが、また、今日まで国会の御意思もございまして、われわれも何とか完全に実施をいたしたいという努力をいたしましたが、いろいろ完全実施のできなかつた理由はあると思いますが、主として財源難から月がずれてまして六月実施ということに今回なつたのでございしますが、しかし今後とも私どもも人事院の勧告を完全に実施できましように最善の努力を続けてまいりたいと考えております。

かんがみ」ということからいたしまして、勧告を完全に実施いたすことが理想的な姿でございますが、また、今日まで国会の御意思もございまして、われわれも何とか完全に実施をいたしたいという努力をいたしましたが、いろいろ完全実施のできなかつた理由はあると思いますが、主として財源難から月がずれてまして六月実施ということに今回なつたのでございしますが、しかし今後とも私どもも人事院の勧告を完全に実施できましように最善の努力を続けてまいりたいと考えております。

○亀田得治君 最高裁のほうにちよつとお尋ねしますが、最高裁は政府とはまた違つた特別の立場にあるのですから、最高裁自身として五月実施ということについて特別な努力をされたのかどうか、あるいはもう特別なそういう努力もしないで政府の決定待ちというふうな態度でおられるのか、それはどうなんですか。

○最高裁判所長官(矢崎憲正君) 最高裁判所の職員、裁判所の職員につきましては、人事院勧告が完全に実施されますよう、これは私どもの立場といたしましてまた独自にいろいろと努力もいたしておるわけでございます。しかしながら、一般の政府職員とかけ離れて裁判官の給与を決定することはむずかしいというのが現状でございますので、今後とも十分に努力してまいりたいと思つております。

○亀田得治君 まあその人事院勧告の制度が設けられた由来などを私に繰り返してませんが、ともかくこれは団体行動権に対する制約等の代償として設けられた歴史的なきさつというものがあつたわけですから、こういうものはやはり完全に実施する。人事院自身が政府機関でしよう。その機関が出しておる勧告が政府自身によって守られない、こういうことの社会に及ぼす影響というものはきつめて私は強いと思うのです。単なる民間などを含めた別個な独立機関が出すものと違つた勧告ですから。だから、そういうことを政府が十分やらぬものですから、たとえば公務員の団体行動権が制約されておる。これをやはり完全に回復させなよふならぬ、当然これは出てくる議論ですね。まあそのこと自体はまた別個な角度から議論はされておることでありますが、ともかくあと一カ月ですからね、こんなものは私は実施しようと思えば予算上の措置は講ずることはできると思つております。主として法務大臣は予算上の理由だと言われまして、まあそれにかこつけて言うておるだけなんです。そうでも言わなければ、これは実施しない理由は何かないわけですか。そういうことで、今後ともこれはひとつ努力をしてほしい。毎年不完全実施のためにずいぶん損害が起きておるわけですね。この損害について、何か裁判所、検察庁、計算してみたことがありますか、自分のところの職員について。裁判所はどうか。

○最高裁判所長官(矢崎憲正君) 具体的に計算をしたことはございせんが、何億という金額にあるいはのぼるということも推計はしておるわけでございます。

○亀田得治君 検察庁どうですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 検察庁職員の場合におきましても、実施期日の繰り下げと申しますか、そういう関係で職員全部についてどれくらい具体的に得べかりしものを得ていないかということについては、具体的には計算をいたしておりませんけれども、かりに計算すれば、これはやはり相当額の、億単位の金にあるいはのぼつてくるだろうと推計いたしております。

○亀田得治君 そうしたら、裁判所と法務省両方に要求しておきますが、これを一ぺん計算してみたい。きょうでなくてもいいです。計算して、そして資料として委員会に御提出をお願いしたい。やはり数字で当たつてみますと、また熱意の持ち方も違つてくると私は思ふのです。できまうか。

○政府委員(辻辰三郎君) 今回の給与改定が法律として成立いたしました場合の給与の支給の問題でございますけれども、目下大蔵当局と折衝いたしておりますけれども、したがって確定はいたしておりませんが、年度末までの既定予算の財源をやりくりいたしまして、そこで足りない分につきましては来年度の国会で補正の予算が組まれる、かような方針で現在折衝をいたしておる次第でございます。

○亀田得治君 実際上は、三月までの給与の予算を先に食つていく、こういうふうになるんでしよう。しかし、三月になると予算が足りなくなることばもうはつきりしておるわけだから、だから当然この国会に補正予算を出してその承認を求めておくべきだ。そうしませんが、かりに三月補正予算が通らなかつたということになったら、これはたいへんでしよう。三月分の給料払ふことになる。いやそんなことはないはずと云うたつて、これから選挙をやるというのですから、これがどういふふうな情勢が變つていくかわかりません。だから、これは異例であることは間違いない。こんなことは初めてじゃないですか、扱ひ方として。足りなくなることはもう明確なんです。予算上きまつておるのだから、何月の給与、何月の給与という財源、それをともかく先へ持つてきて使つておるから、これはすべて補正をこの段階ですべきものでしょう。これは大蔵大臣に出てもらつて聞きたいところですが、これは裁判所はどういふふうにお考えですか。私はちよつとこれは適当なやり方じゃないと思う。どうなんですか。

か。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいまの問題は、御指摘のとおり、財政当局の問題でございますが、私どものほうは財政当局と相談いたして支出していくわけでございますけれども、法務省の場合におきましては、先ほど申し上げましたように、既定予算のワク内でこの給与改定分全部まかなえるかどうかという問題になるわけでございます。もちろん人件費のワク内ではまかなえないこともあり得るかもしれませんが、他の諸経費を流用していくという措置がとられるならば総ワクにおいて数字的にはあるいは可能であるかもしれないと思うのでございます。この辺のことにつきましては、目下財政当局の事務当局と私のほうの事務当局と鋭意折衝をいたしておりますが、その方針につきましては、先ほど申し上げたように、やはり現段階におきましては既定予算の流用ということで支給をしていくということで事務を進めておる次第でございます。

○亀田得治君 これは予算も補正され、そうして法律も改正される、これが正規のルートでしょう。これは大臣どうなんです。

○国務大臣(西郷吉之助君) 亀田さんのおっしゃる御趣旨は、普通の場合にはそのとおりだと私思っております。

○亀田得治君 結局、予算委員会を政府は開きたくないという、そういうことに落ち着くんですか。それを言うたんでは沖繩問題なり諸般の問題が出てくるおそれがある、そういうようなことから無理やり異例なやり方で押し切っていく、そういうことじゃないですか、本音は。

○国務大臣(西郷吉之助君) 亀田さんのお尋ねで

ございますが、そういうことでもないと思えますけれども、真の原因は私ども聞いておりません。

○亀田得治君 まあこの程度でやめておきます。

○委員長(小平芳平君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小平芳平君) 速記を起こして。

他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

まず、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案に問題に供します。本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小平芳平君) 多数と認めます。よって、本家は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案に問題に供します。本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小平芳平君) 多数と認めます。よって、本家は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきま

してはこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十五分散会

十二月一日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

一、検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部改正

第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「二十六万五千元」を「三十万円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区 分		報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官		六五〇、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事		四七〇、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官		三七〇、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官		三三〇、〇〇〇円
一 号		二八五、〇〇〇円
二 号		二六〇、〇〇〇円
三 号		二四〇、〇〇〇円

判 事 補													判 事				
一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号
二〇九、〇〇〇円	四七、三〇〇円	四九、九〇〇円	五四、二〇〇円	五七、四〇〇円	六四、七〇〇円	六八、三〇〇円	七四、一〇〇円	七九、六〇〇円	八七、五〇〇円	九五、七〇〇円	一〇五、五〇〇円	一一八、九〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円	一八四、〇〇〇円	二〇九、〇〇〇円

簡易裁判所判事																
十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号
四七、三〇〇円	四九、九〇〇円	五四、二〇〇円	五七、四〇〇円	六四、七〇〇円	六八、三〇〇円	七四、一〇〇円	七九、六〇〇円	八七、五〇〇円	九五、七〇〇円	一〇五、五〇〇円	一一八、九〇〇円	一二五、九〇〇円	一五五、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円	一八四、〇〇〇円	二〇九、〇〇〇円

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
 第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改

正する法律(昭和四十二年法律第百四十四号)の
 一部を次のように改正する。
 附則第二項中「裁判官の報酬等に関する法律

等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第百八号。以下「昭和四十三年改正法」という。）を「裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第 号。以下「昭和四十四年改正法」という。）に、「昭和四十三年七月一日から昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年六月一日から昭和四十五年三月三十一日」に、「二十分の三」を「二十分の九」に、「昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては四級地支給額に二十分の九を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日を「昭和四十五年四月一日」に改める。

附則第三項中「昭和四十三年改正法」を「昭和四十四年改正法」に、「昭和四十三年七月一日から昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年六月一日から昭和四十五年三月三十一日」に、「二十分の三」を「二十分の九」に、「昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日を「昭和四十五年四月一日」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。

2 裁判官が昭和四十四年六月一日以降の分として支給を受けた報酬その他の給与は、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

（檢察官の俸給等に関する法律の一部改正）

第一条 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	四七〇、〇〇〇円
次 長 検 事	三一〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	三三〇、〇〇〇円
その他の検事長	三一〇、〇〇〇円

検

事

一	号	二八五、〇〇〇円
二	号	二六〇、〇〇〇円
三	号	二四〇、〇〇〇円
四	号	二〇九、〇〇〇円
五	号	一八四、〇〇〇円
六	号	一六八、〇〇〇円
七	号	一五五、〇〇〇円
八	号	一四〇、〇〇〇円
九	号	一二八、九〇〇円
十	号	一〇五、五〇〇円
十一	号	九五、七〇〇円
十二	号	八七、五〇〇円
十三	号	七九、六〇〇円
十四	号	七四、一〇〇円
十五	号	六八、三〇〇円
十六	号	六四、七〇〇円
十七	号	五七、四〇〇円
十八	号	五四、二〇〇円

副 検 事																
十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二 十 号
四〇、〇〇〇円	四三、一〇〇円	四七、三〇〇円	四九、九〇〇円	五四、二〇〇円	五七、四〇〇円	六四、七〇〇円	六八、三〇〇円	七四、一〇〇円	七九、六〇〇円	八七、五〇〇円	九五、七〇〇円	一〇五、五〇〇円	一一八、九〇〇円	一二五、九〇〇円	一五五、〇〇〇円	四七、三〇〇円
																四九、九〇〇円

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第百九号。以下「昭和四十三年改正法」という。)」を「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号。以下「昭和四十四年改正法」という。)」に、「昭和四十三年七月一日から昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年六月一日から昭和四十五年三月三十一日」に、「二十分の三」を「二十分の九」に、「昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては四級地支給額に二十分の九を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日」を「昭和四十五年四月一日」に改める。

附則第三項中「昭和四十三年改正法」を「昭和四十四年改正法」に、「昭和四十三年七月一日から昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年六月一日から昭和四十五年三月三十一日」に、「五分の一」を「五分の三」に、「昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日」を「昭和四十五年四月一日」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。

2 検察官が昭和四十四年六月一日以降の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

○第六十一回国会法務委員会会議録正誤

第十二号中正誤

ヘシ 段行 誤

正

一四 八 もかしのない かもしれない

二三 終わり 一カ月に六、七 二カ月に十二件

六、七名 十二名

六四 五 ような

九四 終わり 六十八軒

一〇三 三 痴情性 知情性

二四 六 意志 意思

二三 終わり 三十三件

一六 一 九 スクリーン スクリーン

二〇 三 五 置こりと

第十三号中正誤

ヘシ 段行 誤

正

五二 九 刑事犯との 刑事犯と

昭和四十五年一月八日印刷

昭和四十五年一月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局